

# 通知：選挙運動の禁止および投票プロセスの不正について



## 警告：選挙運動は禁止されています！

違反すると罰金および/または懲役刑を受ける場合があります。

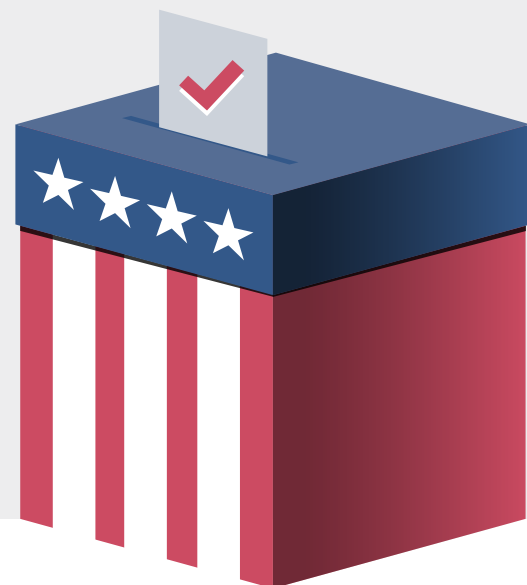
### 場所：

- 投票の列のすぐそばまたは投票所の入り口、街頭投票またはドロップボックスから100フィート内では、以下の活動が禁止されています。

### 禁止される活動：

- いずれかの候補者または投票対象に投票または反対するかを誰かに尋ねては**なりません**。
- 候補者の名前、画像、またはロゴを表示しては**なりません**。
- 任意の投票用ドロップボックスの近くをうろついたり通行止めにしては**なりません**。
- いかなる投票所、投票センター、または投票箱の近くで、いずれかの候補者または投票対象を支持または反対する、いかなる資料や音声情報を提供しては**なりません**。
- 嘆願、住民投票、リコール、または候補者推薦を含む、いかなる請願書を回覧しては**なりません**。
- 候補者の名前、画像、ロゴ、および/または候補者や投票対象を支持または反対する内容を含んだ衣服（帽子、シャツ、サイン、ボタン、ステッカー）を配布、表示、または着用しては**なりません**。
- 有権者の投票資格について、情報を提示したり有権者に話しかけては**なりません**。

上述の選挙運動禁止については、カリフォルニア州選挙条例の分類 18、第4章の第7項目に明記されています。



## 警告：投票プロセスの不正は禁止されています！

違反すると、罰金や懲役の対象となります。

### 禁止対象となる活動：

- 選挙における不正行為を実行または実行を試みては**なりません**。
- 投票者または投票しない人を説得する、または説得を試みようとする、いかなる行為または強引な行為、いかなる形式の補償または賄賂も提供しては**なりません**。
- 不法に投票しては**なりません**。
- 投票する資格がないときは投票、または他人の投票を支援しては**なりません**。
- 選挙運動、投票場所に入出入りする投票者を撮影または録画、または入室、退出、駐車を妨害しては**なりません**。
- 投票する権利に挑戦または投票者の投票を妨害する行為、投票処理を遅延させる行為、投票する資格がない、または投票の登録がされていないなどと不正にアドバイスする行為をしては**なりません**。
- 投票者がどんな投票をしたか確かめようとしては**なりません**。
- 一部の例外を除き、投票場所のすぐ近くで銃器を所有または誰かが所有するよう手配しては**なりません**。
- 一部の例外を除き、投票場所のすぐ近くで保安官、守衛、または警備員の制服を着用して現れたり、誰かが着用して現れるよう手配しては**なりません**。
- 投票システムのいかなる構成要素も改ざんまたは妨害しては**なりません**。
- 選挙の結果を偽造、捏造、改ざんしては**なりません**。
- 選挙の結果を修正しては**なりません**。
- いかなる投票リスト、公式投票用紙、または投票コンテナを偽造、破壊、または変造しては**なりません**。
- 公式収集箱であると投票者が信じるように惑わす可能性がある、いかなる非公式の投票収集コンテナも展示しては**なりません**。
- 投票結果のコピーを偽造、またはそれを使用して妨害しては**なりません**。
- 候補者に投票または反対するように非識字者または高齢者を強制または惑わしたり、その意図に反した記録をしては**なりません**。
- 選挙担当職員でない場合、担当者であるように振舞っては**なりません**。

**雇用主**は仕事を得るために郵便投票するよう従業員に要求または依頼したり、職場で投票するよう従業員に依頼することはできません。給料または賃金の支払い時、雇用者は従業員の政治的見解または行為に影響を与えようとする資料を同封することはできません。

**選挙区のメンバー**は、投票者の投票内容を判断しようとしたり、それに関する情報が発見される場合に、その投票内容を公開することはできません。

上述の選挙運動妨害に関連した活動の禁止については、カリフォルニア州選挙条例の分類18、第6章に明記されています。の禁止事項は、カリフォルニア州選挙法第18部第6章に規定されています。